

7、 3月26日 愛知県名古屋市

今日お話すること

- 1 中核機関とは
設置の根拠
必要性と求められる役割
- 2 設置されている中核機関の現状
権利擁護支援ニーズに対応できるものか、
- 3 西宮市の権利擁護支援センター
運営体制とこれまでの取組状況

権利擁護支援のための中核機関

～必要性と求められる役割～

SIN法律労務事務所
弁護士 福島 健太

1 中核機関とは

- ① 設置の根拠
成年後見制度利用促進基本計画(基本計画)に規定
cf: 基本計画とは、利用促進法において
「成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ
計画的な推進を図るために策定されるもの」
「政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的
な計画」
としている

1 中核機関とは

そして、基本計画において
「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」
「権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核となる機関」と規定されている
そして、利用促進法にて、
体制整備を含めた施策を地域の実情に合わせて整備
する責務が自治体にある
と規定されている

1 中核機関とは

② 中核機関の必要性

・利用促進法や基本計画の記載

→「権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築」
→成年後見制度に限らないように読める

ただ、他の記載内容からすると、成年後見制度のことばかり
→中核機関は成年後見制度に関して対応する機関と期待されている

1 中核機関とは

・国の考える中核機関の必要性(私見)

家庭裁判所の対応能力が限界にある

←利用者数の増加と職員数

不祥事対応と監督責任

意思決定支援など専門性が担保できない、

←後見活動の適否を判断することが困難

1 中核機関とは

法律上、家庭裁判所に監督義務があるので、最終的な監督は行うが、事前の対応を別の機関に行わせたい、

→福祉的な専門性も有し、家庭裁判所には無い視点での助言も可能にしたい、

行政を中心に新たな機関を設置することにし、書いて裁判所の負担を軽減させたい、

※ 障害者権利条約との関係

1 中核機関とは

・福祉現場での中核機関の必要性

高齢者に関しては地域包括、障害者に関しては相談支援事業所が総合相談の窓口として対応

→成年後見制度に限らず、様々な相談の対応

→虐待や消費者被害、触法、相続など、法的な問題も少くない、

以上について、包括や相談支援事業所が自身のみで適切に対応できているか？必要な機関と連携できているか？

1 中核機関とは

※ 既存の相談窓口に對し、必要性に応じた助言を行ったり、専門職への相談が可能となるよう体制を整備したり、他の専門機関との連携を図るためのネットワークを構築するなど、権利擁護支援全般の対応を可能とするための機関が必要
→権利擁護支援のための相談窓口としての中核機関

既存の相談機関を一次的窓口とし、中核機関を二次的窓口として、相談員が相談できる機関が求められている
→ケアマネやMSW、行政職員からも

1 中核機関とは

※ 成年後見制度に限定するかどうか
認知症高齢者の触法問題、障害のある方の就労問題、親族からの虐待事例などが相談された場合
→成年後見制度の利用では解決に至らない
→法的対応が必要なケースは法テラスを紹介
福祉的な対応が必要なケースは…
相談者をだらい回しにしてしまう可能性あり
←中核機関にて総合的に対応すべき

1 中核機関とは

③ 中核機関が有すべき機能

- ・総合相談機能
- 成年後見制度に限らず、虐待や債務整理、消費者被害、相続、触法など権利擁護支援に関する問題に対応
cf:児童、DVについて
- ・法人後見機能
- 後見制度の利用が必要な事案で、円滑な利用を可能にすべく受け皿を提供
→市民後見人の要請なども

1 中核機関とは

③ 中核機関が有すべき機能

- ・ネットワーク構築機能
- 地域での権利擁護支援を実践するためには、中核機関以外の地域の資源が連携する必要あり
→関係機関と協議する機会を構築(協議会)
- 地域課題を抽出し解決に向け協議する委員会の設置
- 権利擁護支援活動の啓発のための研修などの開催
- 権利擁護支援者の養成と活動を支援する
- 地域住民を巻き込んで活動していく

2 中核機関の現状

① 中核機関の設置状況

令和元年10月11日時点
全国で160か所にて、中核機関として活動
→全国市町村の10%弱

間もなく、令和2年度の集計が発表される見込み

※ 権利擁護の集い開催に基づくアンケート調査
300か所以上へ依頼し、163か所から回答あり
→43か所が中核機関であるとの回答

2 中核機関の現状

② 活動内容

アンケート調査結果に基づく分析
・成年後見制度に限らず対応しているセンター多い
→内容としては、包括への助言が多い、
虐待対応、触法事案への対応などは多くない

・専門職との連携も多くのセンターで行っている
→専門相談の実施は半数程度
理事の就任や運営委員会への出席などが多い

2 中核機関の現状

② 活動内容

・活動費用
多くは数百万円以上となっているが、中には数十万円の
センターも
→行政からの委託を受けておらず、受託法人からのみ支
出している

・課題

活動費用の確保、職員の確保、専門職との連携、などが
多い

2 中核機関の現状

③ 分析結果から見えてくるもの

・対象を後見に限らないとしつつも、現場のニーズに応えら
れていないのではないか
→相談対応件数や事務職との連携状況から
・ニーズに応えるだけの体制が整えられていないのではないか
→活動費用及び職員の体制

※ 職員の専門性と業務内容

3 西宮市の権利擁護支援センター

① 設置の経緯

・從前より、西宮市は権利擁護支援活動が盛んな地域
　ー社協が運営する青葉園など、独自の実践をしていた
　北野先生や玉木さんなどの人材も

・PASネット前理事長の上田さんは、以前より権利擁護支援
センターの設置を考えており、西宮市なら可能と判断
cf:PASネットは平成15年から活動

→PASネットを通じて、権利擁護支援センター設置に向け
た活動を開始

3 西宮市の権利擁護支援センター

① 設置の経緯

具体的には
地域の社会資源へのニーズ調査
全国の権利擁護支援活動をしているセンターを訪問
それを踏まえて行政との協議

※ 平成23年に、西宮市の単独事業として、高齢者障害者
権利擁護支援センターが設置された

cf:芦屋市は平成22年に設置
宝塚市でも平成25年に設置

3 西宮市の権利擁護支援センター

② 運営体制

・設置当初

西宮市社協とPASネットで共同受託

→PASネットの法人後見機能に着目

←PASネットだけに全ての機能を任せられない?

・平成31年より、PASネットが単独で受託

→機材の重複、情報共有の難しさ、など弊害の解消

cf:芦屋市は現在も社協と共同受託

・事業委託費
約4000万円
cf:西宮市の人口 約48万人
包括の数14か所

3 西宮市の権利擁護支援センター

② 運営体制

・職員体制

西宮市からの受託事業に応する職員

車従職員 6名

兼務職員 1名 (PASネットの業務との兼務)
←実際にはもう1名加えて活動

※ センター職員向けのSV

・事業委託費
約4000万円
cf:西宮市の人口 約48万人
包括の数14か所

3 西宮市の権利擁護支援センター

② 運営体制

・運営委員会の開催
年(に)2、3回の開催
→学識経験者を委員長、法律職を副委員長として、センター活動で生じた課題の抽出と解決策の検討など、適正な運営のために協議

※ 倉待対応や市長申立てなどにおける市との見解の相違
→第3者的視点でり合い合わせを行う

3 西宮市の権利擁護支援センター

③ 受託事業

・総合相談事業
専門職を中心とした、権利擁護支援に関する相談対応
→包括や相談支援事業所など既存の窓口を通じた2次的
相談窓口
※ 倉待対応のフロー図

専門職による定期及び臨時の相談の実施など
→毎週1回の定期相談
出張相談を含めた臨時相談

3 西宮市の権利擁護支援センター

③ 受託事業

・広報啓発、ネットワーク構築事業
専門職向けに開催
→専門職向けに開催
終活など権利擁護支援に関する市民向けセミナー開催
※ 市内の権利擁護支援活動を推進するため、市が設置する
権利擁護支援システムに参加
→権利擁護支援センターの活動だけでなく、地域福祉計
画など市全般の権利擁護支援に関する課題等について協議
権利擁護支援者養成事業
→市民後見人を含む、地域で権利擁護支援活動を行う人
材を養成し、活動フィールドとして
法人後見支援活動
日常生活自立支援事業の支援員
介護相談員派遣

3 西宮市の権利擁護支援センター

③ 受託事業

・広報啓発、ネットワーク構築事業
専門職向けに開催
→専門職向けに開催
終活など権利擁護支援に関する市民向けセミナー開催
※ 市内の権利擁護支援活動を推進するため、市が設置する
権利擁護支援システムに参加
→権利擁護支援センターの活動だけでなく、地域福祉計
画など市全般の権利擁護支援に関する課題等について協議
権利擁護支援者養成事業
→市民後見人を含む、地域で権利擁護支援活動を行う人
材を養成し、活動フィールドとして
法人後見支援活動
日常生活自立支援事業の支援員
介護相談員派遣

3 西宮市の権利擁護支援センター

④ センターの活動状況

事業実績報告と相談対応の実績の資料参照

- 専門相談の件数増加
→理由は定かではないが、前年度に比べ1.5倍以上
- cf: 対応する専門職は人材バンクに登録ある方
→弁護士、司法書士及び社会福祉士に対し、活動の趣旨や費用等について説明し、承諾いただいた方を登録

3 西宮市の権利擁護支援センター

④ センターの活動状況

・成年後見制度によらない財産管理ニーズの増加
→MSWより、ターミナル等におられる身齋の方について、入院費の支払や死後事務について対応を求められる

- 専門相談の件数増加
→財産管理契約、日常生活自立支援事業
- 虐待対応として、障害者の事案が少ない、
→基幹相談との連携をより綿密に行う必要性
cf: 施設内虐待事案の発生

3 西宮市の権利擁護支援センター

④ センターの活動状況

・法人後見業務
セントラル事業に関連して受任する場合、受任調整会議を行い、受任の適否を検討

- 専門職受任が困難など、法人後見として対応すべき事由があるか否かを判断

cf:PASネット本体での受任件数 52件

- ・権利擁護支援者養成事業
→現在は隔年で養成講座を開催
cf:権利擁護支援者の登録数 100名弱
市民後見人 1名(すでに終了)

3 西宮市の権利擁護支援センター

④ センターの活動状況

・広報啓発事業
虐待対応について、改めて研修を開催
→市及び包括職員のスキルアップ

親族後見人向けの成年後見制度の研修開催

- 毎年年度末に、権利擁護推進フォーラムを開催
→本年度はオンライン開催とし、市外の方にも多く参加

3 西宮市の権利擁護支援センター

⑤ 今后の課題

・事業質の確保
→職員の昇給に応じ、人件費を確保する必要あり

・職員の確保、スキルアップ
→専門性を含め、必要な人材を確保
←職員の中で配置を検討
cf:事務職員の採用も
より2次的機能を充実させるためにスキルアップ必要
←心理的アセスメント

3 西宮市の権利擁護支援センター

⑤ 今后の課題

・市職員や包括との関係性
担当職員の移動に伴う対応の変化
→虐待認定や市長申立ての判断について

※ 客観的立場で助言等を行う機関の設置へ
→誰がこれを担えるのか

賛成合意ではなく意見を出しあえる関係へ
→事例検討や振り返りなど適宜開催

ご静聴頂きありがとうございました！



中核機関の実際の取組

令和3年3月26日（金）

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツ

センター長 住田 敦子



お話させていただくこと



I センターの紹介

II 中核機関の機能と取組みの実際

- 1 広報機能
- 2 相談機能
- 3 利用促進機能
- 4 後見人支援機能
- 5 利用促進計画・法人後見

I 特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター 設置主体（5市1町）

平成23年10月開設



①職員数 12人

センター長（専門相談員兼務）

専門相談員 7人（社会福祉士）

事務員 5人（支援員兼務）

②事業内容

広報啓発・相談・人材育成・法人後見

	後見	保佐	補助	合計
認知症	16	6	1	23
知的障害	4	2	2	8
精神障害	18	5	4	27
合計	38	13	7	58

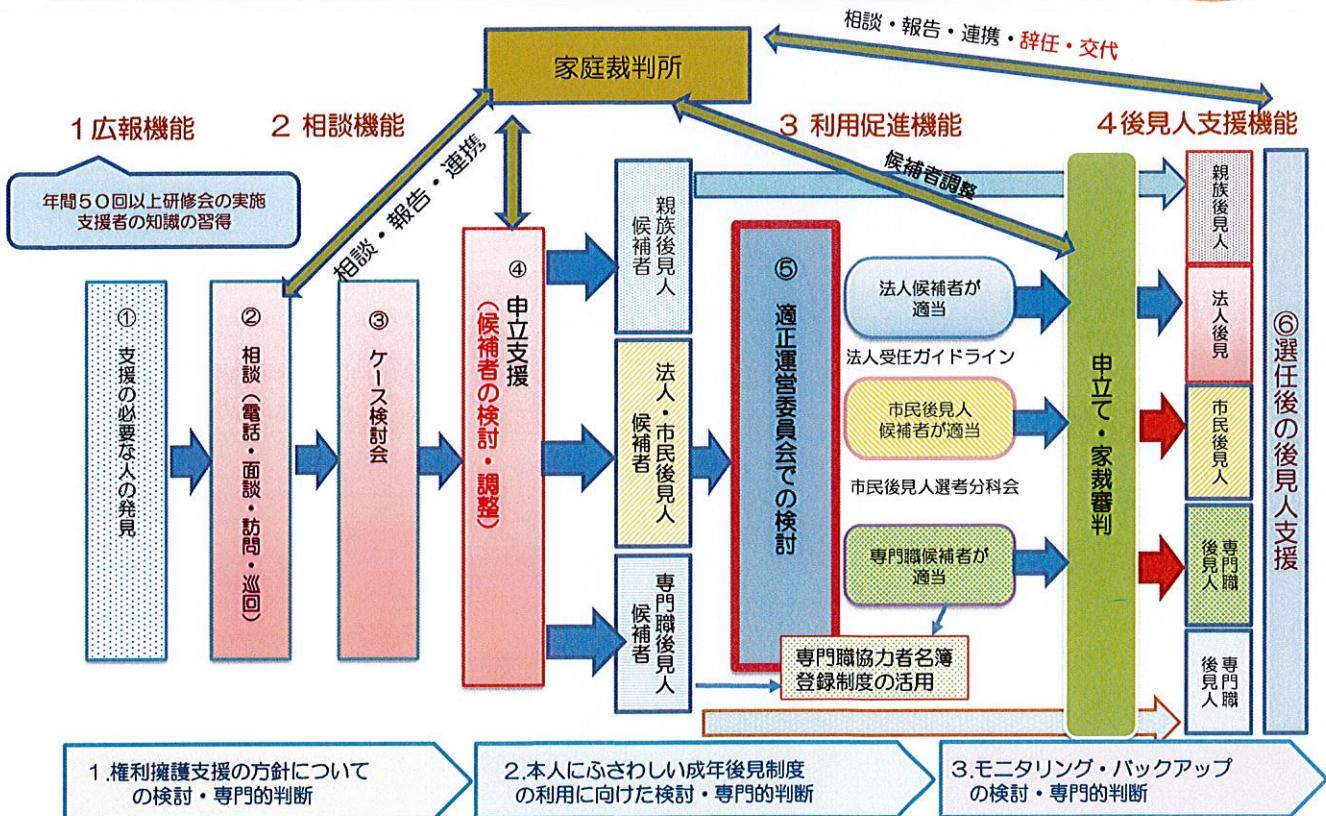


終了38名
市民後見人へのリレー
6名
法人後見 累計104名

平成31年4月から6市町の中核機関を受託

3

II. 中核機関の機能と取組の実際



II. 中核機関の取組の実際 1 広報機能

定例研修会の開催（対象：住民）

① 成年後見セミナー

成年後見制度、尾張東部権利擁護支援センターの周知啓発を目的とした住民向けセミナー

平成23年度 開設記念講演会 750名 参加



平成24年度 220名 平成25年度 130名 平成26年度 152名 平成27年度 136名 平成28年度 112名



平成29年度 155名 平成30年度 187名 平成31年度 150名 令和2年度 150名 令和3年度 開催予定



5

1-2（相談に繋げるための）広報機能

定例研修会の開催（対象：住民）

② よくわかる！

住民のための成年後見制度勉強会
(同じ内容で2日にわたり開催)

認知症高齢者や精神・知的障害者の暮らしを支える成年後見制度について学ぶ、住民向けの講座です。

講座内容

- 成年後見人の役割
- 成年後見制度の基礎
- 市民後見人の活動紹介

参加無料 ~認知症高齢者や精神・知的障害者の暮らしを支える成年後見制度について学んでみませんか?~

よくわかる！住民のための成年後見制度勉強会

成年後見制度って、なに？
市民後見人って、なに？
地域で困っている人の相談はどこにするの？
お気軽にご参加ください！

■ 地域住民の皆様に、成年後見制度について学んでいただくこと
■ 身近な地域で問題を抱えている人に気づき、支援機関へつなげる権利擁護サポートにむけさせていただくこと
■ 地域福祉の担い手として活躍している「市民後見人」の活動を知っていたらしくことを、目的としています。ぜひお気軽に足をお運びください。

日時 令和3年2月10日（水）・13日（土）※両日とも内宿は同じです
13:30～16:00（受付開始13:00）

会場 尾張旭市中央公民館3階会議室 301会議室
(尾張旭市東大道町山之内2410番地2)

定員 各日40名（要予約・先着順）
※オンライン参加者の定員はありません

対象者 • 成年後見制度について関心がある地域住民の方
• 実務上、知識が必要な方（医療・福祉・金融・不動産・行政関係者等）

主催 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

6

1-3 (相談に繋げるための) 広報機能

定例研修会の開催 (対象: 行政・専門職)

③行政・福祉関係者のための 成年後見勉強会

行政や福祉関係者の方に
特に必要な知識にスポットを
当てた、成年後見制度についての
知識を深め合う勉強会です。

講座内容

- ・尾張東部権利擁護支援センター事業報告
- ・成年後見制度活用事例紹介

日頃の業務に役立つ!
新任担当者の方必見!
成年後見制度の利用場面や申立ての流れ、後見人の役割・連携方法などを説明します

行政・福祉関係者のための
成年後見勉強会

日時 令和2年7月22日 水 9:45~11:30
会場 東郷町民会館 2階大会議室
〒470-0162 愛知郡東郷町大字春木字北反田14

プログラム

①尾張東部権利擁護支援センターの事業紹介
成年後見制度のしくみ、メリットとデメリット、中核機関の役割、市民後見人などについて
②行政も関わった事例紹介
③質疑応答 (質問があれば申し込み時に伺います)

申し込み・連絡先
特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター
TEL 0561-75-5008 Fax 0561-75-5088

定員 50名 要申込

7

1-4 (相談に繋げるための) 広報機能

定例研修会の開催 (対象: 行政・専門職)

④専門職(医療・法律・福祉) 権利擁護研修会 医師会との共催 年2回開催

医療・法律・福祉関係等、
専門職の方たちを対象に、
権利擁護について学びます。

講座内容

- ・医師による権利擁護に関する講演
- ・他種職で一つのテーマを探るグループワーク

令和2年度 第2回 尾張東部権利擁護支援センターの事業紹介会議
専門職(法律・医療・福祉・行政)のための権利擁護研修会 オンライン参加可!

**終末期における意思決定支援
～死ぬときくらい好きにさせてよ～**

会場 日進市民会館 小ホール (日進市折戸町笠寺山62-3)
3/24 水 対象 法律職・医療職・福祉関係者・行政職員等
13:30~15:30 会場定員 40名 (要予約・先着順)
(13:10~受付開始) 参加無料
講師 医学博士 木全 秀人 先生 (さまたクリニック院長)

「人生会議は踊る」 13:40~14:40
人生の相談に迷ふあたり、ご本人の意思はどうようと尊重していますか?
そのため必要な選択とは?その人らしい選択をいつしょに考えてみませんか?
講師 医学博士 木全 秀人 先生 (さまたクリニック院長)

会場情報
尾張東部権利擁護支援センターの事業紹介会議
会場: 日進市民会館 小ホール (日進市折戸町笠寺山62-3)
日程: 3月24日(水) 13:30~15:30
対象: 法律職・医療職・福祉関係者・行政職員等
料金: 40名 (要予約・先着順)
講師: 医学博士 木全 秀人 先生 (さまたクリニック院長)
備考: ★感染対策を万全に行います*

※オンラインでご参加される方は講演のみとなります。

グループワーク 「終末期の思いについて」 14:40~15:20

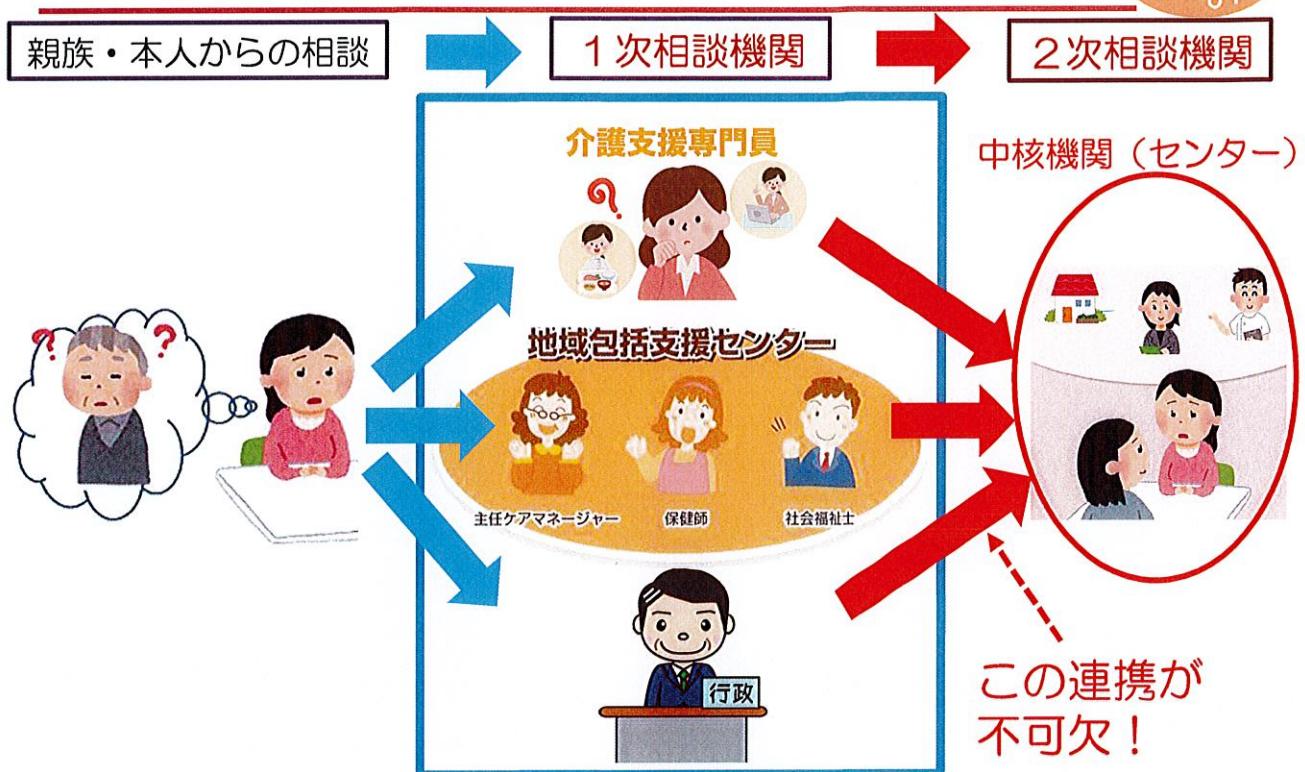
「もしバケゲーム」を通してグループ討議し、あなたの一番大事なものを探しでみましょう。
コーディネーター: 福島 美佐子 氏 (緑色訪問看護ステーション所長)

総評 15:20~15:30

会場: 東名古屋医師会 医療介護総合研究センター やまびこ
特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター あすライツ

8

2-1 相談機能



9

2-2.相談機能 6市町巡回相談

毎月1回、6市町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町）を巡回して相談をお受けしています。お住まいの市町以外の会場でもご利用いただけます。

● 開催日及び会場（各日3枠あり）

①13:30~14:15 ②14:30~15:15 ③15:30~16:15

	火	木
第1週	瀬戸市／やすらぎ会館	尾張旭市／尾張旭市役所
第2週	日進市／日進市役所	
第3週	豊明市／豊明市役所	東郷町／東郷町役場
第4週		長久手市／長久手市役所



- 相談は、各会場とも1組45分内で1日3組までお受けします。
- 事前の予約が必要です。
- 祝日等に当たる場合は日程変更となります。

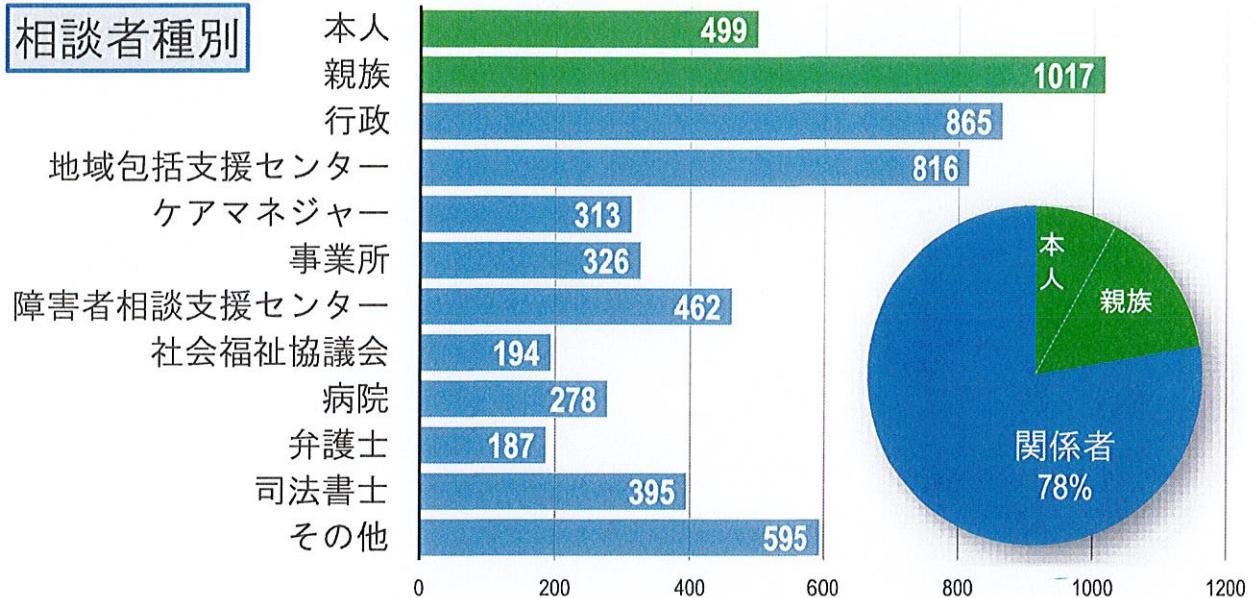
2-3.相談機能 相談実績（平成31年4月～令和2年3月）



市町村別

瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	その他	合計
1,520	1,042	682	658	702	341	53	4,998

相談者種別

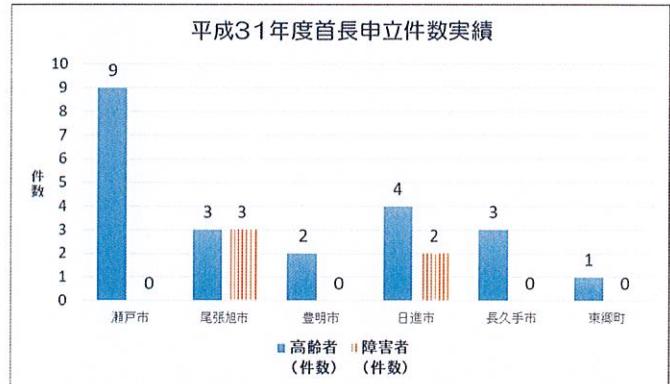


2-4.相談機能 首長申立件数の増加

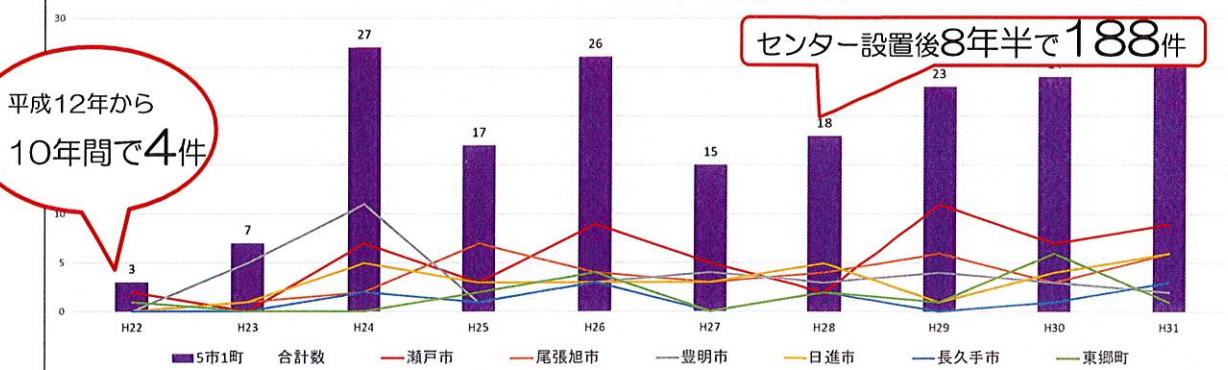


平成31年度実績

	高齢者 (件数)	障害者 (件数)	合計 (件数)
瀬戸市	9	0	9
尾張旭市	3	3	6
豊明市	2	0	2
日進市	4	2	6
長久手市	3	0	3
東郷町	1	0	1
合計	22	5	27



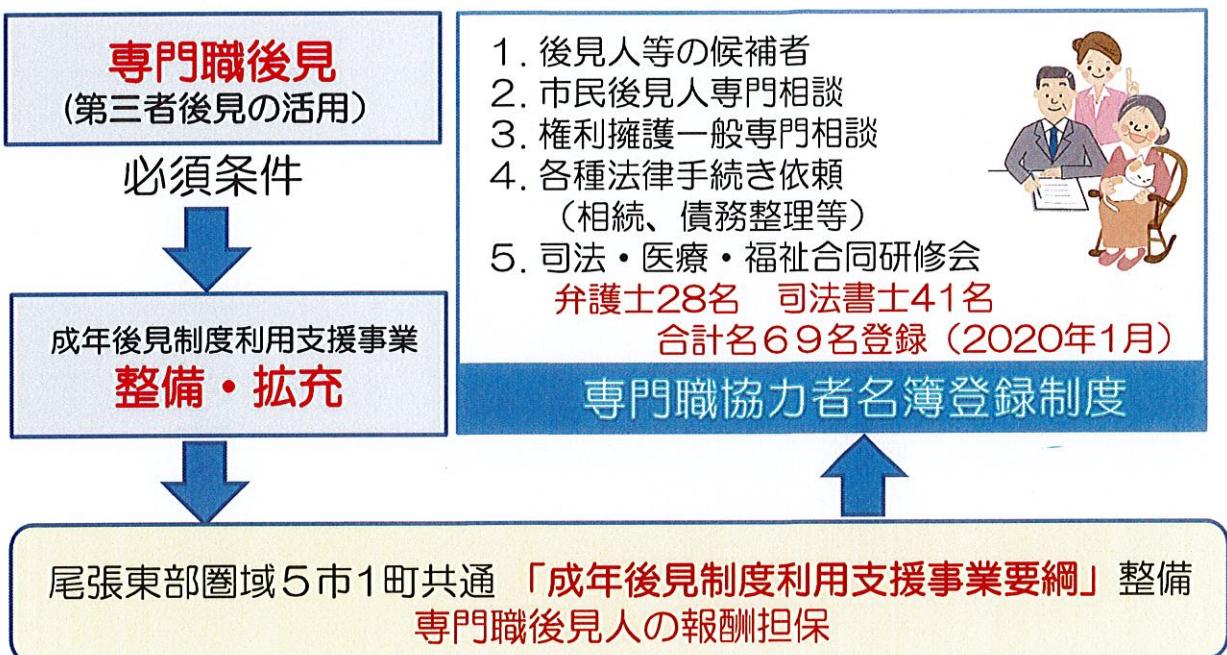
H22～H31 首長申立件数の推移



3-1. 利用促進機能 専門職協力者名簿登録制度 (候補者調整)



法人受任以外の候補者調整の課題



3-2 候補者調整および事前マッチングの実施

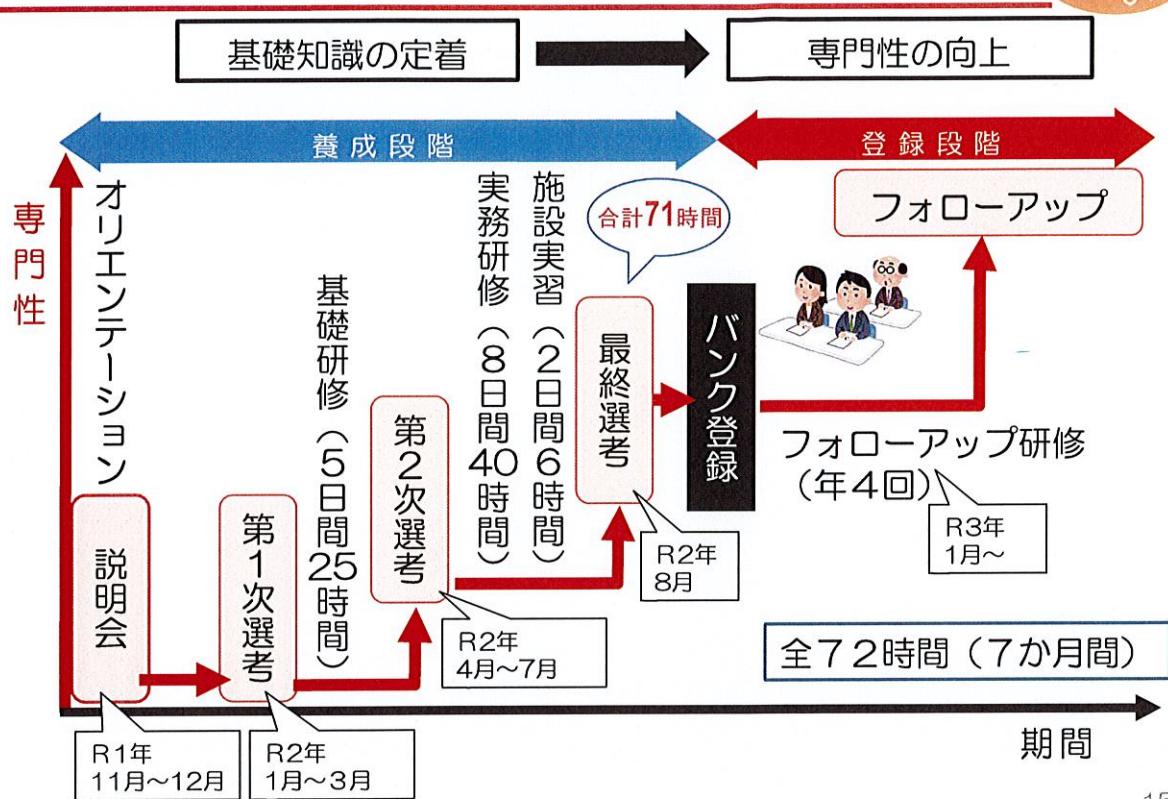


申立て支援・候補者調整 2019年4月～2020年2月

	法人	市民後見人	弁護士	司法書士	社会福祉士	全 体
候補者調整依頼件数	7	6	9	26	18	66
調整決定 実人数	7	6	9	21	11	54
事前マッチング実施数	7	6	5	13	5	36
事前マッチング実施率	100%	100%	56%	62%	45%	67%

→ 令和3年度2月末現在マッチング率100%

3-3.市民後見人養成研修の流れ



15

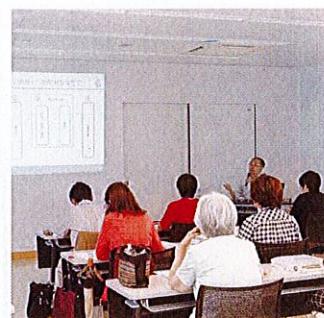
3-4.市民後見人の養成・支援・登録



オリエンテーション



基礎講習（グループワーク）



実務講習



バンク登録者選考会



3-5.市民後見人かわら版『くろこ』



市民後見人の活動について、毎年かわら版を発行し選任状況や具体的な活動の様子をみなさんにお伝えしています。



相手の言葉は理解していても、言葉で表現できないご本人に対して、一緒に手をとり、唄を歌い支え続ける市民後見人さん。今では訪問終了時にご本人が涙されることも…市民後見人さんが心の支えです。今年で5年目を迎える市民後見活動。今後もご本人の心を支え続けます。

市民後見人として初めて保佐人として活動していただきました。在宅生活を希望するご本人。『ご本人の本当の気持ちはどうだろう』入院後自宅で暮らすことが難しくなったご本人の気持ちに寄り添い、施設もいくつか転居しながら寄り添い続けた活動の報告です。

『市民後見人さんに自分の書いた名前を見てもらいたい』と文字を書く練習を始められたり、笑顔が多くなったりと、週1回「自分に会いに来てくれる」市民後見人の存在が、ご本人の生きる支えとなりました。市民後見人さんは、お仕事を続けながらご本人に会いに行き、最後まで寄り添い、励まし続けられました。

市民後見人が訪問して楽しくおしゃべりされることとても楽しみにされていました。体調を崩して入院された時には市民後見人に励まされ、笑顔を見せられました。市民後見人はコロナ禍で面会がかなわなくなっても手紙や絵葉書でご本人にメッセージを送らわれています。

平成29年6月 第1号

平成30年6月 第2号

令和元6月 第3号

令和2年5月 第4号

4.後見人支援機能



専門職後見人支援

- ・後見人等審判後の会議
顔の見える関係づくり
課題の共有
支援方針の検討
- ・新たな課題に対する検討会議
- ・法的課題に対する相談
- ・身上保護に関する相談

市民後見人支援

- ・後見監督人としての支援
- ・市民後見活動3か月毎の報告の確認
- ・死後事務に関する支援
- ・相続に関する支援
- ・居所変更に関する支援
- ・後見人交代に関する相談及び手続き支援
- ・市民後見人交流会
- ・フォローアップ研修の開催

親族後見人支援

- ・申立て支援からの関係構築
- ・定期報告書作成支援
- ・親族後見人と監督人との調整
- ・財産管理、身上保護に関する相談
- ・交代の時期に関する相談（高齢の後見人）
- ・法的課題に対する相談（法律専門相談の利用）



5-1 平成30年度 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定



◆目標1 行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築

A 行政の役割

- 施策1 権利擁護支援の仕組みの計画的推進
- 施策2 中核機関の機能強化・整備とセンターの安定的運営の確保
- 施策3 中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築
- 施策4 地域連携ネットワークの重層的な形成を主導

◆目標2 幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備

B 権利擁護支援センターの役割

B-1 センターの新たな運営方向
成年後見支援から権利擁護支援へ

- 施策5 中核機関の機能強化（4つの機能）
- 施策6 権利擁護支援に関連する人材の養成
- 施策7 虐待対応のための基盤強化
- 施策8 中核機関と法人後見受任の一體的な運営

B-2 広報啓発・相談・利用促進機能の強化

- 施策9 地域における権利擁護支援のための広報啓発
- 施策10 専門相談機関としての機能の発揮 他機関等との連携強化
- 施策11 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化
- 施策12 法人後見実施機関の育成

B-3 後見人支援機能・意思決定支援の推進

- 施策13 モニタリング機能、苦情窓口の整備
- 施策14 親族後見人への支援
- 施策15 市民後見人への支援
- 施策16 法人後見の質の確保と向上

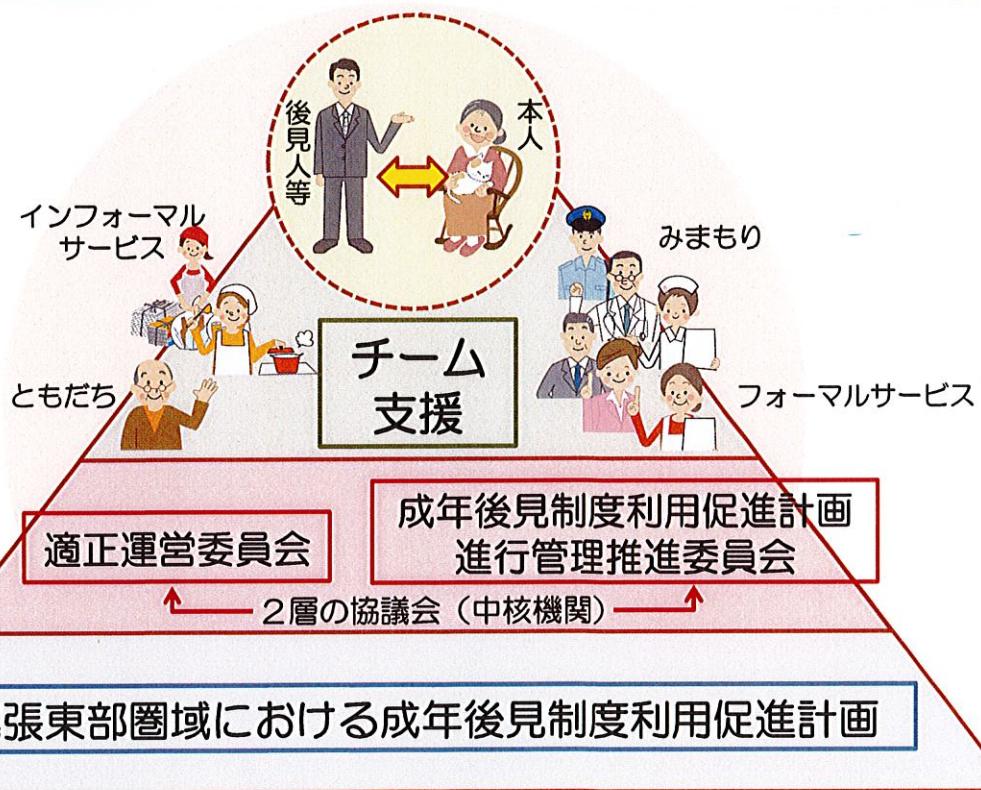
◆目標3 地域連携ネットワークの重層的形成

C 地域連携ネットワークの役割

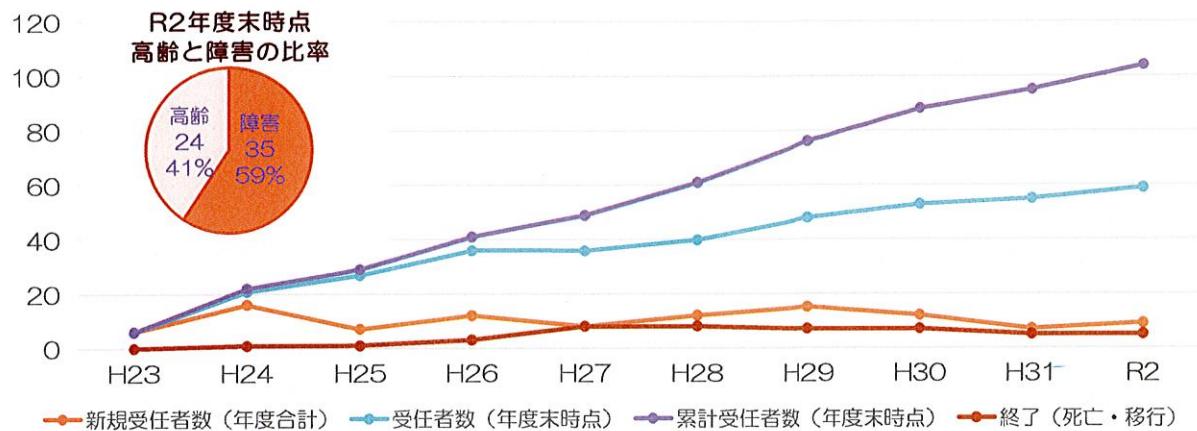
- 施策17 ネットワーク会議の機能強化
- 施策18 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携
- 施策19 相談支援機関とのケース検討・研究の会議
- 施策20 権利擁護支援の計画的推進のための協議会等の設置
(本計画の進行管理会議の位置づけ)



5-2 地域ネットワークの仕組みによって 地域の権利擁護支援制を構築する



5-3 法人後見実績の推移



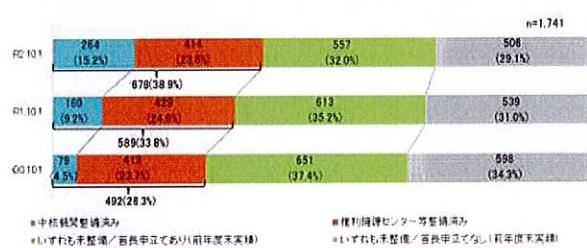
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	計
新規受取者数(年度合計)	6	16	7	12	8	12	15	12	7	9	104
受取者数(年度末時点)	6	21	27	36	36	40	48	53	55	59	—
累計受取者数(年度末時点)	6	22	29	41	49	61	76	88	95	104	—
終了(死亡・移行)	0	1	1	3	8	8	7	7	5	5	45

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(令和2年度概要版抜粋)

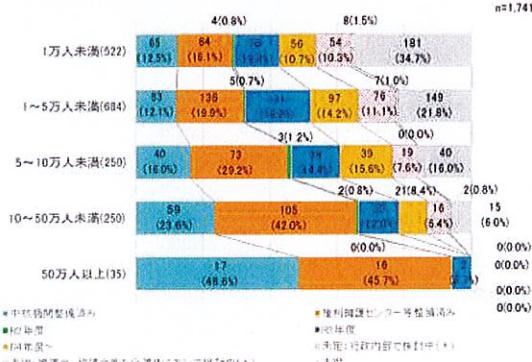
調査概要: 全国の市町村(1,741自治体)及び47都道府県 調査時点: 令和2年10月1日(一部の調査項目は令和元年度実績等) ※該当は速報値であり、今後変動する可能性がある。

1 中核機関等の整備状況 <R2.10時点: 678市町村(38.9%)⇒R3年度末見込: 961市町村(55.2%)> [KPI: 1,741市町村]

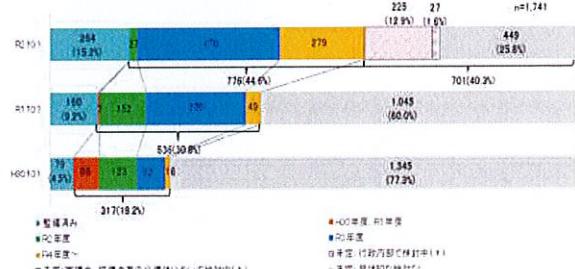
●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<全体>



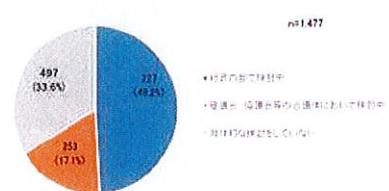
●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<自治体規模別>



●中核機関の整備(予定)時期<全体>



●中核機関未整備市町村における検討状況<未整備1,477自治体>



～知多地域成年後見センターの取り組み～

2021年3月26日
特定非営利活動法人
知多地域成年後見センター
事務局長 今井 友乃

知多地域成年後見センターの業務と現状

1 知多地域成年後見センターの主な業務 (委託料に含まれている事業)

- (1) 法人後見受任
 - ・主に低所得者世帯を対象
 - ・セーフティネットの役割
 - ・当初40名を受任予定(知多管内5市5町の委託事業内)
- (2) 相談
 - ・成年後見制度に関する相談
 - ・弁護士、司法書士などへのケース紹介
 - ・関係機関とのカンファレンスへの参加
 - ・巡回相談 毎週木曜日実施
- (3) 普及啓発
 - ・一般市民の理解促進と目的としたイベント等の開催
 - ・市民後見人等の養成を目的とした講座等の開催

法人後見受任の現状

- ・受任件数(令和2年3月末現在)※()内は死亡者を含む総数
- 後見類型... 306件(546件)
- 保佐類型... 178件(257件)
- 補助類型... 46件(64件)

在宅	施設	合計	後見						保佐						補助						合計
			認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	
28	31	0	70	35	30	35	1	101	8	8	7	2	25	196	1	1	1	1	1	1	
在宅	施設	合計	122	58	41	15	236	35	20	17	5	77	9	5	4	3	21	334	1	1	1

・出前講座 関係団体

- 行政職員研修 每年2回 行政職員向けの講座（対象が、福祉課、税務課、市営住宅課、水道課、行政が委託している包括支援センター、障害者相談支援センター等）

- フォーラム等の開催 成年後見講演 奈門学校講師 渡邊哲雄氏
成年後見講談 講談師 梅田織音氏
成年後見諮詢 落語家 桂ひな太郎氏
成年後見可憐 当法人の関係者による劇

知多地域成年後見センターの特徴

- NPO法人、社会福祉協議会、行政の協働事業（1）全国的に珍しい展開
- 知多管内5市5町行政の広域的な事業受託（1）単独市町として実施困難な事業実施が可能（2）成年後見関係を含め権利擁護関係の無料相談も可能（3）委託料により、職員の身分も財政的に保障される

運営委員会の開催

- （1）知多管内5市5町の福祉行政担当者で構成
- （2）定期的な開催（年4回開催予定）
- （3）委託事業の業務をチェック

運営適正化委員会の開催

- （1）愛知県弁護士会 高齢者障がい者総合支援センター アイズ 推薦の弁護士、
（2）定期的な開催（年4回開催予定）
（3）後見業務等のチェック
- （1）愛知県社会福祉士会推進の精神保健福祉士、
（2）定期的な開催（年4回開催予定）
（3）後見業務等のチェック

5、知多地域成年後見センター職員が務める
 •障害者地域自立支援協議会
 •虐待防止連絡協議会
 •地域福祉計画策定委員会
 •障害者福祉計画策定委員会

これらの、委員会に関わることで
 地域に権利擁護の意識を根付かせる
 きっかけになる。

6、職員の内部研修と外部研修、 積極的な研修会・啓発活動の実施

地域・外部に向けての研修

定期的開催

- ①成年後見見習サポート研修
- ②権利擁護サポーター講座
- ③こうスクール
- ④成年後見制度専門支援員養成研修
- ⑤成年後見フォーラム
- ⑥行政職員研修
- ⑦事業所セミナー

不定期な開催

- ①多職種連携ファシリテーション講座
- ②成年後見制度実務者連絡会
- ③身元保証を考える研修会
- ④終末期の医療を考える研修会
- ⑤虐待防止研修

法人内職員の研修
 •法人正規職員 外部視察研修
 •法人全員の研修 理念確認
 •全国権利擁護支援ネットワーク主催のフォーラム参加

★知多半島に置いての研修の回数と参加人数
 対象は、民生委員、施設、育成会、ケアマネ、保健所、包括等

回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数
20	40	13	13	428	1647	40	22	1082	1110	418	250	9
21	22	19	19	696	558	22	28	1110	1110	418	250	13
22	28	18	18	889	105	28	12	418	418	250	13	19
23	12	14	14	915	195	12	9	250	250	13	13	14
24	9	22	22	1045	52	9	250	13	428	428	13	19
25	0	22	22	974	1127	0	22	13	696	696	13	19
26	0	27	27	810		0	27	19	889	889	19	27
27	0	27	27	164		0	27	14	915	915	14	29
28	0	27	27	164		0	27	22	1045	1045	22	30
29	0	27	27	164		0	27	27	974	974	27	30

7、組織内での情報共有の工夫

階層ごとのミーティング

- ・正規職員ミーティング 月2回
- ・正規職員 担当エリアミーティング 月1回
- ・責任者 ミーティング 月1回
- ・非常勤 ミーティング 月1回
- ・支援員 ミーティング 月1回
- ・全体ミーティング 月1回

成年後見制度の国への動向

- ・成年後見利用促進法
平成28年4月5日成立、5月13日施行
 - 利用促進を図るために内閣府に「成年後見制度利用促進会議（議長・内閣総理大臣）」が設けられた。
- ・成年後見利用促進基本計画
平成29年3月24日 開議決定
 - 計画策定について各都道府県知事宛てに通知がでた。

14

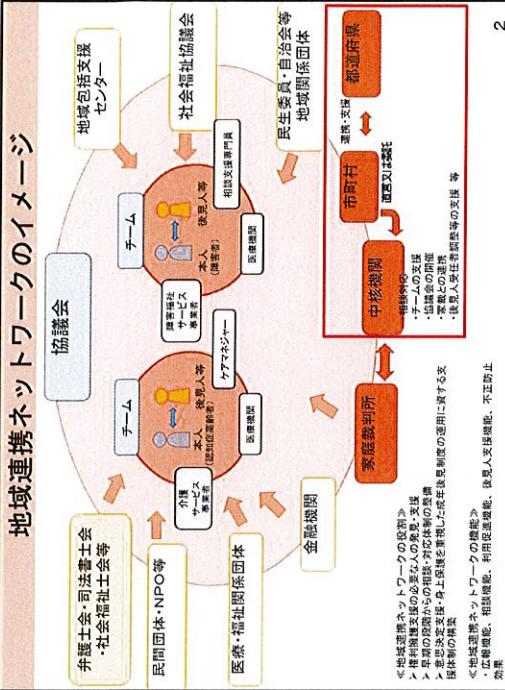
成年後見制度利用促進基本計画について

<陸續>	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
OH28. 5	「成年後見制度利用促進会議（会長：総理）より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める（基本計画の案に盛り込むべき事項について）」
OH28. 9	「委員会」意見取りまとめ
OH29. 1	パブリックコメントの実施
OH29. 1～2	「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、開議決定
OH29. 3	

<計画のポイント>

- (1)利用者がメリットを感じる制度・運用の改善
⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身辯保護も重視した適切な後見人の選任・交代
⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2)権利擁護支援の広報②制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備
⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備
- (3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
⇒後見制度支援会託に並立・代替する新たな方策の検討

1



2

知多地域成年後見センターの特徴

- ・地域住民への普及啓発がかなりできている。
行政との連携がでできている。(委託関係)
- ・生民からの信頼が得られる。
- ・サポート研修、フォーラムなどによる地域に根差した
継続的な啓発活動
- ・関係機関とのネットワーク
- ・行政、包括、障害の相談支援、事業所との
ネットワークは日頃の会議などで当然できている。
- ・弁護士とは、5年ほど前から一網羅で研修事業を開催している。
- ・運営適正化委員会で、リーガルサポート、社会福祉士会、
精神保健福祉士会との関係もできている。
- ・家庭裁判所との連携もそこそこできている。
活動エリアと支部のエリアが同じである。
- ・相談対応は委託にて案件つけられている。
- ・親族後見人への対応も行っている。

今、国で言われている、連携ネットワークや中核機関の役割はすでにに行っている。
⇒見える化のために計画策定

知多地域成年後見センターが 支援をしていくうえで大切にしている事①

- ・本人が中心の支援 本人にとってどうかの基準
- 知多地域成年後見センターは素人の集団。
- 知多地域成年後見センターの専門性とは、
地域生活のプロ
- 私たちは何を支援すべきか？財産を守る？
人としての尊厳を護ること。
- 答えはない。本人と一緒に悩む、考える。
破たんとともに歩む。
- 見捨てない。支援は命ある限る続きます。

知多地域成年後見センターが 支援をしていくうえで大切にしている事②

- ・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える
- 地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。
- 自分の正義を押し通すことを前面に出さない。
正義を通した時の本人の状況を考える。
- 私たちは管理者か指導者か？
いえいえ、そんな立場ではありません。
- 三人寄れば文殊の知恵と申します。
たくさんの人人に相談しましょう。

おわりに

成年後見制度利用促進法が、平成 28 年 4 月にできて、平成 30 年 4 月からは、いよいよその舞台を厚生労働省に置き、成年後見制度利用促進室なるものができました。地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置が、基本計画に書き込まれましたが、令和 2 年 10 月現在では 15 % ほどの達成率です。この成年後見制度は本人にとって必要とされる利用でなければ、いけません。当団体の研修では、この成年後見制度の利用促進は地域の権利擁護支援の促進でなければならないことを、伝える研修になっています。この法律の本当に言わんとしていることをわかりやすく伝えています。また、グループワークをすることで、多職種連携の必要性も学べる仕掛けとなっています。今回は、オンラインにより慣れないグループワークを避けるきらいもありました。が、また、オンラインでのグループワークにチャレンジする地域もありました。地域連携ネットワークとは、本人を囲んで地域がネットワークを組んで支援していくことです。これは、いわゆる地域づくりです。まちづくりなのです。権利擁護支援は、地域づくりで他ならないのです。

コロナの後は、依然と変化した社会になります。その社会にも対応していく必要があります。コロナに負けにずに前進し続ける必要があります。

これからも、丁寧に全国で人材育成の研修していくことによって、権利擁護支援の視点から、誰もが自分らしく生きているける社会を築くことを目指します。

2021（令和3）年 6月

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

文責：今井 友乃

権利擁護支援従事者現任研修の開催事業 報告書

発行日：2021（令和3）年6月30日

発 行：一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

印刷・製本： 繩文堂

問い合わせ：全国権利擁護支援ネットワーク

（事務局）一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

〒273-0005 千葉県船橋市本町6-3-16 レックスマンション603

TEL：047-407-4584 FAX：047-407-4101

E-mail：info@asnet-japan.net URL：<http://www.asnet-japan.net/>
